

令和2年 5月18日

市内各小・中学校 保護者の皆様

長井市教育委員会  
教育長 土屋 正 人

## 長井市内各小・中学校における学校再開について（お知らせとお願い）

山形県内における新型コロナウイルス感染症の拡大に一定の歯止めがかかり、本県の「緊急事態宣言」が解除されました。近隣市町における感染者も確認されておらず、このたび感染防止策を講じた上で、市内各小・中学校を再開することにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、これまでの臨時休業期間中への対応に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝いたします。今後とも、児童生徒及び保護者や同居するご家族の生命と健康の維持を第一に考えた対応をしてまいります。

### 記

#### 1 学校再開に向けて

##### (1) 学校再開の期日について

**令和2年 5月25日（月）から長井市内各小・中学校を再開します。**

##### (2) 学校再開後2週間の教育活動について

- 5月25日（月）～29日（金）は、弁当持参の準備をお願いします。
- 6月1日（月）から、給食を開始します。
- 6月1日（月）から、中学校の部活動も3密を避けるなどの対策を講じた上で、段階的に再開いたします。

※ 詳細については、各学校からのお便りでご確認ください。

#### 2 学校再開後の学校での教育活動について

(1) 授業時数を確保するため、長期休業を短縮します。下記の期間を基準として設定いたしますが、各校の実情に応じ、1日程度前後する場合があります。

- 夏季休業 8月8日（土）～8月18日（火）
- 年末年始休業 12月26日（土）～1月5日（火）

(2) 感染防止対策を講じた上で、なお感染の可能性が高い活動については、実施を見送ったり、規模を縮小するなどの対応をします。緊急の措置であることをご理解いただき、ご協力をお願いします。

#### 3 保護者の皆様へのお願い

(1) 感染拡大を未然防止するための出席停止の措置について

- ① 児童生徒が特定警戒都道府県・海外から帰県した日の翌日から起算して2週間経過するまでは、出席停止とします。
- ② 児童生徒本人が発熱したり、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られた場合、またインフルエンザや感染性胃腸炎などの場合も出席停止とします。その他の理由による欠席は、従来通り欠席の扱いとします。
- ③ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となったり、PCR検査の対象者となったりした場合、その他発熱が続く、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られた場合は出席停止とします。

(2) 保護者や同居家族の方のことで、気になることがあればお知らせください。職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

(3) 児童生徒の安全確保のため、今後にも必要に応じて追加的な対応をお願いする場合もあることに、ご理解とご協力をお願いいたします。